

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail [info@rikka.co.jp](mailto:info@rikka.co.jp)

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、カドミウム及びその化合物について、排水基準ならびに地下水の浄化措置命令に関する浄化基準が改正されます。(平成26年11月4日公布)

## カドミウム及びその化合物における改正内容

基準内容	基準値(現行)	基準値(改正後)
排水基準	0.1mg/L	0.03mg/L
浄化基準	0.01mg/L	0.003mg/L

排水基準に対応することが著しく困難と認められる4業種の工場・事業所に対しては、暫定排水基準が設定されます。

施行日 平成26年12月1日

水質汚濁防止法に関する各種水質分析についてのお問い合わせは  
下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨  
分析2課 池田博一、入野一人  
営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

## 1. 改正の趣旨

環境基準の値は、国内外における最新の科学的知見に基づいて設定しており、排水基準値は、こうした科学的知見を踏まえ、水質汚濁に関する環境基準の維持・達成、水質汚濁の防止、ひいては国民の健康を保護するために必要な水準として設定されているものです。

カドミウムについては、平成23年10月に、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更されました。

これらを受けて今回の改正は、新たな環境基準の維持・達成が図られることを前提に、カドミウム及びその化合物の排水基準及び地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を変更するものです。

## 2. 改正の概要

- (1) 排水基準および地下水の浄化措置命令に関する浄化基準の強化  
カドミウムおよびその化合物を含めた新排水基準及び浄化基準は、下記になります。

**※印は今回変更箇所**

項 目	排 水 基 準	浄 化 基 準
<b>カドミウムおよびその化合物</b>	<b>0.03mg/L (※)</b>	<b>0.003mg/L (※)</b>
シアン化合物	1 mg/L	検出されないこと
有機燐(パラチオン, メチルパラチオン, メチルメトン及びEPNIに限る)	1 mg/L	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.05 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 mg/L	0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	0.03 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.02 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1.0 mg/L	0.1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L —	—
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L (シス体及びトランス体の合計量)
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	1 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.002 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	0.006 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	0.003 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.02 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
ほう素及びその化合物	10 (海域以外) 230 (海域) mg/L	1 mg/L
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外) 15 (海域) mg/L	0.8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸性及び硝酸化合物	100 mg/L (アンモニア性窒素に0.4を 乗じたもの、亜硝酸性窒素及 び硝酸性窒素の合計量)	10 mg/L (亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量)
塩化ビニルモノマー	—	0.002 mg/L
1-4ジオキサン	0.5 mg/L	0.05 mg/L

## (2) 暫定排水基準の設定

改正後のカドミウム及びその化合物の排水基準に対応することが著しく困難と認められる4業種の工場・事業場に対して、以下の暫定排水基準が設定されます。

### ①金属鉱業

暫定排水基準：0.08mg/L

暫定排水基準の適用期間：平成28年11月30日まで

### ②非鉄金属第1次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る)

暫定排水基準：0.09mg/L

暫定排水基準の適用期間：平成29年11月30日まで

### ③非鉄金属第2次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る)

暫定排水基準：0.09mg/L

暫定排水基準の適用期間：平成29年11月30日まで

### ④溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る)

暫定排水基準：0.1mg/L

暫定排水基準の適用期間：平成28年11月30日まで

## (3) 経過措置

今回の省令改正に基づくカドミウム及びその化合物の新排水基準(排水基準および暫定排水基準)は、施行日(平成26年12月1日)以降に新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されます。

既に特定施設を設置(設置工事中を含む)している特定事業場については、平成27年5月31日まで(水質汚濁防止法施行令別表第三に掲げる施設を設置している特定事業場については平成27年11月30日まで)は適用されず、施行前の排水基準が適用されます。

# RIKKA TOPICS

## 臭気分析のご案内

弊社は、臭気測定業務を統括できる「臭気判定士」の有資格者が4人在籍し、臭気試験室や器材を備え、臭気指数を適正に測定できる事業所として、(公社)におい・かおり環境協会から「第2種臭気測定認定事業所」(登録番号 307号)の認定を受けています。

### 試料採取



試料採取は、対象とする事業場の操業状況、気象状況等に配慮し、事業場から排出された悪臭が住民の生活環境に対して、最も影響を与えている地点を選定して行います。

### パネルの選定



嗅覚検査に合格した人から6人をパネル(実際ににおいを嗅ぐ人)として選定します。

### 被検試料作製



袋を3個用意し無臭空気を入れ、1個に採取試料を注入します。

### 判定試験



これら3個の袋の中から採取試料の入ったにおいのある袋を1つ選び、6段階の尺度(6段階臭気臭気強度法)の官能評価をします。



### 試験終了判定、結果

段階的に無臭空気でもめられた検体の臭いを嗅ぎ、その臭いを感じできなくなったときの薄めた倍率の平均値(臭気濃度)から算出されます。

臭気分析についてのお問い合わせは下記担当者まで

分析一課 後藤 彰・広瀬崇史 または 営業部 望月久彰

第2種臭気測定認定事業所(登録番号 307号)

立華株式会社 本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654